

(3) 実質公債費比率	5.9%
--------------------	-------------

実質公債費比率は、早期健全化基準、財政再生基準のほかにも指標が18%以上になると、村債の発行に際して県知事の許可が必要となり、25%を超えると一部の村債の発行が制限されますが、本村の比率は、これを大きく下回っています。

(算式)

$$\frac{\text{地方債の元利償還金等} - \text{交付税算入額}}{\text{標準財政規模} - \text{交付税算入額}} \times 100 \quad \text{の3ヶ年平均}$$

3ヶ年の平均値をみると0.2ポイントの増加ですが、単年度の比率については令和5年度が5.93%で令和6年度は5.54%と0.39%減少しました。令和4年度から道の駅建設に伴う起債の償還が開始し、片品中学校建設に伴う新たな償還も始まりましたが、大規模建設に伴う償還はすべて開始されたので、今後実質交際費比率は減少が見込まれ、その後は横ばい若しくは微減していくと思われます。

(単位：千円)

区分	2年度	3年度	4年度	5年度	6年度
①地方債の元利償還金	454,498	465,549	564,399	545,662	531,439
②準元利償還金	60,915	59,863	61,383	65,979	57,795
一部事務組合等の地方債に充てたと認められる負担金等	18,177	20,350	19,677	20,208	15,866
公債費に準じる債務負担行為に関する支出	197	133	90	2,300	2,183
公営企業債の償還財源に充当した一般会計からの繰出金	42,541	39,380	41,616	43,471	39,746
観光事業	-	-	-	-	-
簡易水道事業	13,482	10,454	12,604	13,358	10,147
下水道事業	29,059	28,926	29,012	30,113	29,599
一時借入金の利子	0	0	0	0	0
③交付税に算入された元利償還金等	386,876	392,834	460,681	457,946	441,353
④元利償還金等の財源に充てられる特定財源	0	0	0	0	0
分子⑤＝(①＋②)－(③＋④)	128,537	132,578	165,101	153,695	147,881
⑥標準財政規模	2,796,380	3,038,413	3,068,134	3,051,641	3,109,204
⑦交付税に算入された元利償還金等(再掲)	386,876	392,834	460,681	457,946	441,353
分母⑧＝⑥－⑦	2,409,504	2,645,579	2,607,453	2,593,695	2,667,851
単年度比率 ⑤／⑧	5.33%	5.01%	6.33%	5.93%	5.54%

令和6年度決算の比率(平成4年度～令和6年度の平均)	5.9%
令和5年度決算の比率(平成3年度～令和5年度の平均)	5.7%

令和6年度決算に基づく実質公債費比率 5.9% < 早期健全化基準 25.0%